

一般社団法人 部落解放・人権研究所

2025年度事業計画

1. 2025年度事業計画の柱

(1) はじめに

この3月11日、1963年の狭山事件で、無実を訴え、不当判決のやり直しを求めてきた石川一雄さんが86歳でご逝去されました。石川さんの遺志を引き継ぎ、狭山再審闘争の勝利に向けて引き続き取り組みを進めるとともに、再審制度の見直しを実現することが求められます。

本年は、1945年に第二次世界大戦が終結し、戦後80年を迎える年です。また、1965年に日韓基本条約が締結され、国交が正常化して60年の節目にあたります。しかし、日本においては、当時の植民地主義にもとづく侵略行為などの戦争責任に対する国としての反省がないままに、時を経るにつれて、自己（自国）都合に拠った歪な歴史認識が蔓延しています。このような歴史認識は、日本の現在の人権や差別をめぐる状況にも通底しており、戦後80年を機にあらためて問い直す必要があります。他方で、アメリカにおいては、トランプ政権のもと、これまで国是として掲げられてきた「多様性」「公平性」「包摂性」を実現していくための DEI 推進施策に反対する方針が取られ、国内外の企業などのアクターによる人権保障の取り組みにも影響を与えることが懸念されます。また、現在議論されている、夫婦別姓、同性婚、外国人材「育成就労制度」をめぐる動向は、日本の人権状況を国際的基準と照らし合わせて捉えるよい機会です。人権に関する国際的潮流をふまえて、国内の取り組みを進めていくことが今日においては、ますます求められています。

部落問題をめぐっては、「同対審答申」から60年、「部落地名総鑑」発覚から50年を迎えます。1965年に提出された「同和对策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である」「審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」「問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にある」との認識が示されました。そのうえで、部落問題の解決にあたっては、被差別部落における生活環境の改善や住民の自立支援のための「特別措置法」と、部落差別を温存、助長している社会を変革するための「差別禁止法」「人権侵害救済法」、これら3つの法律を整備することの必要性が提言されました。

しかし、実現したのは「特別措置法」のみで、残る2つの法律は答申から60年を経過する今日においても整備されていません。「答申」の完全実施を求めた「部落解放基本法」制定要求運動をとおして、「人権教育・啓発推進法」（2000年）は実現されましたが、「人権擁護法案」は2002年に、「人権委員会設置法案」は2012年にそれぞれ国会に提案されましたが、いずれも衆議院の解散によって廃案となりました。その後、2016年には、「部落差別解消推進法」が制定されましたが、理念法にとどまり、被差別部落の所在地情報のインターネット上への投稿をはじめとした、部落差別を助長、温存する行為が後を絶ちません。

今から遡ること50年前の1975年、全国各地の被差別部落の所在地が掲載された「部落地名総鑑」の存在が発覚し、多数の企業等が購入していることが明るみに出ました。「部落差別解消推進法」の冒頭において、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と述べられているとおり、かつて秘密裏に「出版」「販売」「購入」「利用」されていた「部落地名総鑑」は、いまや、インターネットを利用できる環境にあれば簡単に閲覧できてしまう状況にあります。昨年12月に確定した、「全国部落調査復刻版」出版差し止め裁判の東京高裁判決において、「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なく

され、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである」と判示された状況が放置されています。

今般、「人権教育・啓発推進法」にもとづき、2002年に制定された「人権教育・啓発に関する基本計画」の見直しが進められてきました。計画策定から20年以上が経過し、国内外の人権をめぐる状況が大きく変化したことをふまえ、「有識者検討会」から見直しにあたって「権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権教育・啓発」「インターネット・SNSの普及に伴う人権侵害の態様とそれに対応した人権教育・啓発」などの観点が示されるとともに、「部落差別(同和問題)」「ハンセン病患者・元患者等」「ヘイトスピーチ」については、「教育・啓発の方向性を具体的に検討し、基本計画に記載する必要」があると提言されました。部落解放・人権研究所が昨年度に実施した「部落差別解消を目的とした自治体条例に関するアンケート調査」の結果からは、教育・啓発など差別解消への取り組みに関して、自治体間で格差があることが明らかになりました。差別解消を実現するための人権教育・啓発の推進にあたっては、そうした自治体間の取り組みの格差を是正するための、国の主体性と責任を明確にしていくことが求められます。

上記のような「人権」「差別」をめぐる今日的状況をふまえて、部落解放・人権研究所の調査・研究事業、啓発事業、人材育成事業などを進めていきます。

法人運営にかかわっては、部落解放・人権研究所では、コロナ禍においていち早くオンライン化を進めるなど、危機を乗り越える努力をしてきましたが、コロナ後は世界情勢を反映してインフレが進んでおり、あらゆるものの物価が高騰し、活動の実績に反して、2024年度も厳しい決算状況となりました。今後も引き続き、さまざまな物価が上がっていくことが予測され会員や講座・集会参加者の拡大、『ヒューマンライツ』等の出版物の販売増に加えて会費や講座・集会参加費、出版物の販売価格の検討など、持続可能な研究所運営を実現するための取り組みを進めていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染拡大期に飛躍的に普及したオンラインツールは、今や「当たり前」の環境となり、それらを前提とした法人運営、調査研究、講座・集会などのあり方が問われています。

こうした状況をふまえて、2025年度の各種講座・集会の開催については、企画内容の充実と対面・オンラインの併用実施などを進めていきます。具体的には、①部落解放・人権西日本夏期講座(沖縄県那覇市)と人権啓発研究集会(群馬県前橋市)については、現地開催とします。②部落解放・人権夏期講座(和歌山県高野町)については、現地開催とオンラインを併用して実施します。③人権・同和問題企業啓発講座は、今年度もオンライン実施とし、講座内容の充実と公正採用選考人権啓発推進員設置事業所を中心に大阪府外の企業にも参加者の拡大をはかります。④部落解放・人権大学講座と人権啓発東京講座については、部落問題、人権問題の基礎基本を学ぶことはもちろん、当事者を中心とする講師等と受講生、あるいは受講生どうしの「出会い」「交流」を重視し、対面講座とオンライン講座のそれぞれの利点を活かして実施します。あわせて、多様性をふまえた役員体制や事業運営の強化などについて、引き続き進めていきます。また、「研究所のあり方プロジェクト(座長:北口末広理事)」において、今後の中長期的な法人運営や事業展開、職員体制などを検討します。

(2) 包括的差別禁止法の制定と部落差別解消推進法の強化・改正に向けて

2023年6月28日に、部落の所在地情報の公開をめぐる「全国部落調査」復刻版出版事件の高裁判決が出され、2024年12月11日に確定しました。判決は、現在部落に住んでいなかったり、結婚等の理由で本籍を移動した人も部落差別を受ける対象になりうるという見解を示し、地裁判決で認定された範囲を拡大して、人格権の侵害を認めました。くわえて、「人は誰も不当な差別を受けることなく人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的利益を有する」として、「差別されない権利」を憲法に基づく法的に保護された利益

として認めました。

しかし、「何が差別にあたるのか」を明確に定義し、部落や部落出身者などの情報の収集・公開・提供といった行為を禁止する法律がなければ、「差別されない権利」は守られません。そうした観点から、施行から9年を迎える部落差別解消推進法の強化・改正が早急に求められます。あわせて、国内で相次ぐ人権侵害に対して差別解消を有効に進めていくためにも、人権委員会の設置を含む包括的な差別禁止法の制定が不可欠です。部落解放・人権研究所では「差別禁止法研究会」において、2022年3月に「すべての人の無差別平等の実現に関する法律(案)」(包括的差別禁止法案)を発表しました。同法案では、差別を包括的に定義し、あらゆる差別を禁止しています。また、被害の救済または予防を図るための措置を講ずることができるよう、人権委員会の設置を規定しています。2025年3月には、本法案をより広めていくために、法案全文及び解説文、差別禁止法を求める当事者や各界からの声などを掲載した『差別禁止法の制定を求めて すべての人の無差別平等の実現』を刊行しました。本書を活用して、包括的差別禁止法の必要性を訴えていきます。

憲法が保障する「差別されない権利」を具体化する法制度が強く求められる中、当研究所では、被差別当事者の声なき声としての「差別の実態」を反映した法制定・改正に向けた取り組みを進めます。差別禁止法研究会では引き続き、マイノリティのプラットフォームの役割を担い、包括的差別禁止法が求められる立法事実としての「差別の実態」を可視化し、世に問うための調査研究を進めます。その際、「包括的差別禁止法」か「個別差別禁止法」かのいずれかではなくて、包括法と個別法は「車の両輪」であるとの認識に立って、法整備の議論を当事者団体や関係団体と連携しながら進めていきます。

(3) 隣保行政の充実・強化に向けて

特別措置法が2002年に失効して、20年以上が経ちます。「地対協意見具申」(1996年)では、特別措置法の失効がすなわち同和問題の解決ではなく、一般対策において引き続き、同和問題の解決に向けた取り組みを進めていくよう求められました。しかし、当研究所が受託して実施した各地の実態調査や、「包摂型社会のあり方調査研究会」が2021年度に全国の隣保館及び設置自治体を対象にして実施したアンケート調査の結果からは、一般施策が部落を「素通りしている」現状が明らかになりました。「地対財特法」失効から20年の間、社会全体では格差や貧困の問題が顕著となり、生活困窮者自立支援法の施行(2015年施行、2018年改正)や、包括的な支援体制の構築などを掲げた社会福祉法の一部改正(2021年施行)がおこなわれ、地域共生社会の実現に向けた諸施策が展開されているにもかかわらず、被差別部落における課題解決にそれら諸施策がうまく活用されていないのです。

他方で、この間に、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法に続いて、アイヌ新法、改正ハンセン病基本法、LGBT理解増進法など、相次いで差別解消に向けた法律が施行・改正されてきました。問題点や課題はあるものの、差別解消に向けた個人権課題の法整備が進んできています。並行して、生活困窮者自立支援法や社会福祉法、災害対策基本法の施行・改正など、共生社会の実現や地域福祉の推進、災害弱者への対応に向けた法整備が進んでいます。

こうした中、社会福祉法にもとづく第二種社会福祉事業施設としての隣保館の役割はますます重要になってきています。地域福祉課題を解決するための相談・支援、あらゆる差別解消に向けた教育・啓発、災害時における避難場所の提供や相談・支援といった役割を隣保館事業にしっかりと取り入れて位置づけることが必要です。先述の隣保館及び設置自治体を対象にしたアンケート調査の結果からは、隣保館職員の人材育成の課題についても明らかになりました。その結果をふまえて、昨年度には「府県隣協人材育成アンケート調査」を実施しました。これらの調査結果からは、さまざまな課題に対峙する隣保事業を担う隣保館職員にかなった、研修プログラムやカリキュラムの開発が求められていることが見えてきました。

このような問題意識のもと、全国隣保館連絡協議会と引き続き連携しながら、包摂型社会のあり方調査研究会と社会保障制度研究会において、隣保館の課題と可能性を追究していきます。

(4) 調査研究活動の推進

第一研究部門「部落史の調査研究」(部門長:廣岡浄進)では、2つの調査研究を実施します。

①「朝鮮衡平運動史研究会」(代表:金仲燮・水野直樹)では、2013年より関連史料の翻刻作業や日韓の研究者等の交流を進めてきました。今年度はその集大成として、記念シンポジウムの開催や『部落解放研究』224号(2025年3月)の特集をとおして、成果を報告します。②「部落問題の歴史的変容研究会」(代表:廣岡浄進)では、主に前近代・戦後の時期を対象にして、「部落問題」の変容過程を明らかにする調査研究を進めてきました。今年度も引き続き、当該テーマに関する議論を参加メンバー間で深めていきます。その他に、部門の運営を検討するために「運営委員会」を実施するとともに、部落史研究の報告・議論の場として「公開講座」を定期的に開催します。

第二研究部門「性差別構造の調査研究」(部門長:谷口真由美)では、「マイノリティと女性研究会」(代表:谷口真由美)の事業を進めます。本研究会では、若手研究者の発掘と育成を目的にして、「マイノリティ」と「女性」の交差性をテーマとした調査研究に取り組む若手研究者を助成し、研究交流・発表の場を提供します。また、昨季の本助成事業採択者による調査研究の成果については、『部落解放研究』223号(2025年11月)に掲載いたします。

第三研究部門「人権教育・啓発の調査研究」(部門長:森実)では、2つの調査研究を実施します。①「識字・成人基礎教育研究会」(代表:森実)では、(1)2021年度に実施した「全国識字学級実態調査」の結果をふまえた、特徴的な識字学級を対象にした訪問聞き取り調査の実施、(2)2015年度から実施してきた「映像に残そう大阪の識字」プロジェクトの聞き取り調査データ(録音、動画)の整理・活用の検討、(3)「教育機会確保法」「部落差別解消推進法」等の施行をふまえた動向調査、及び海外やユネスコの識字・成人基礎教育、移民施策などのフォロー調査を実施します。②「転換期の同和教育研究会」(代表:高田一宏)では、同和教育の転換期にあたる1990年代半ばから2000年代半ばに焦点を当て、その時期に同和教育に取り組んでいた教職員や地域教育関係者などへの聞き取りや、当時の関連資料の収集・分析などとおして、転換期の同和教育の成果と課題について明らかにします。

第四研究部門「差別禁止法の調査研究」(部門長:内田博文)の「差別禁止法研究会」(代表:内田博文)では、研究者や被差別マイノリティ当事者団体、関係する識者との意見交換を重ねながら、2022年3月に公表した「すべての人の無差別平等の実現に関する法律(案)」(包括的差別禁止法案)の検討を引き続き進めます。あわせて、被差別マイノリティ当事者・支援者、国会議員、法曹関係者、メディア関係者、行政関係者、市民などに、本法案に対してひろく議論を呼びかけていきます。また、被差別当事者・支援者団体間の情報交換・意見交流の場(プラットフォーム)として、「差別禁止法を求める当事者のつどい」を開催するとともに、ネットワークづくり・情報交換を目的として、被差別マイノリティ当事者・支援者にかかわる集会などの取り組みに積極的に参加します。

第五研究部門「社会的排除の調査研究」(部門長:福原宏幸)の「包摂型社会のあり方調査研究会」(代表:福原宏幸)では、全国の隣保館及び隣保館設置自治体を対象にして実施した質問紙調査(2021年度)及び聞き取り調査(2023年度)を実施し、その結果をふまえて、①隣保館における人材育成と職員配置に関する調査研究、②「地域住民の困りごと調査」をふまえた隣保事業モデルの構築に関する調査研究を進めてきました。①については、昨年度に「府県隣協人材育成アンケート調査」を実施し、その結果については、全国隣保館連絡協議会との連携事業としての位置づけで、「全隣協ブロック統一学習会」で報告しました。その内容をもとにして、『部落解放研究』223号(2025年11月)に結果の詳細を報告します。②については、実施を希望する自治体・

地域と検討・調整を進めながら、取り組みます。

第六研究部門（部門長：北口末広）では、①部落差別解消推進法の具体化に向けた先進事例の調査研究、②インターネット上の部落差別の解消のための調査研究（モニタリング団体ネットワーク会議の定期開催、関連する法制度や取り組みに関する公開研究会等の開催、インターネット上の部落差別解消に向けた政策提案など）、③社会保障制度にかかわる調査研究、④部落差別を解消するための教育内容開発プロジェクト（関係団体と連携しながら、教職員向けの部落問題に関する入門的な学習資料の作成を検討）、⑤全国のあいつぐ差別事件に関する調査研究（その成果を『全国のあいつぐ差別事件』として刊行）、に取り組みます。①・②の調査研究に関わっては、昨年度に実施した「部落差別解消を目的とした自治体条例に関するアンケート調査」「2024年インターネット上の部落差別投稿のモニタリング・削除依頼等の実施状況についてのアンケート調査」の結果の詳細について、『部落解放研究』223号（2025年11月）で報告します。

各部門・研究会の成果については、公開研究会ならびに紀要『部落解放研究』などにて発表します。なお、『全国のあいつぐ差別事件』については、昨年度に引き続き、原田伴彦記念基金の研究助成を活用しながら、部落解放・人権研究所として編集・発行します。

（5）講座・集会の成功

2016年に、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が相次いで施行され、続いて2019年にはアイヌ新法が施行され、家族訴訟の判決を受けてハンセン病基本法が改正されました。2023年にはLGBT理解増進法が施行、2024年4月には改正障害者差別解消法が施行され、これまで努力義務であった事業者による合理的配慮が義務化されました。他方で、全国の自治体においても、包括的差別禁止条例や個別差別禁止条例の制定が広がりをみせています。三重県や佐賀県では包括的な差別禁止条例が制定され、和歌山県や埼玉県では差別禁止規定を設けた「部落差別解消推進条例」が、大阪府では「ネット上の誹謗中傷等解消条例」が施行されています。

昨年、子どもの権利条約の国内批准（1994年）より30年が経ちましたが、いじめや虐待など、子どもの権利が十分に守られていない社会状況は今日でも変わりません。そのような状況を変えるために、各地で子どもの権利擁護機関の設置が広がってきています。一方で、2023年4月には「こども基本法」が施行され、本法に即して、同年10月には「こども大綱」が策定されました。そうした中、この2月には、大阪府泉南市において、「泉南市子どもの権利に関する条例」にもとづき、子ども自身から相談や救済の申し立てを受ける「子どもの権利救済委員会」が設置されました。条例にもとづく人権救済のしくみとして、注目すべき取り組みです。

また、2000年に制定された「人権教育・啓発推進法」（第7条）に基づき策定された「人権教育・啓発基本計画」の見直しに向けて、法務省から委託を受けた「人権教育・啓発に関する取り組み課題に関わる調査研究有識者検討会」が2024年2月に基本計画の見直しについて、以下の5つの観点から提言（報告書）を行いました。

- ①「全ての人々が権利の享有主体」である認識を踏まえた人権教育・啓発
- ②インターネット・SNSの普及に伴う人権侵害の態様変化とそれに対応した人権教育・啓発
- ③「ビジネスと人権」を踏まえた人権教育・啓発
- ④「地域の実情を踏まえた」人権教育・啓発
- ⑤「国際的潮流の動向を踏まえた」人権教育・啓発

この提言をふまえ、政府は本年1月に「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）中間試案」に対するパブリックコメントを募集し、新たな基本計画の策定に向けた検討を進めています。本計画ではヘイトスピーチ、部落差別、ハンセン病について個別法をふまえた計画が新しく盛り込まれており、今後、地方自治体や教育委員会においても新しい基本計画をふまえた人権教育・啓発の取り組みが求められていきます。パブリックコメントに際し

ては、部落解放・人権研究所の会員にそれぞれの立場からの意見提出を呼びかけるとともに、人権教育・啓発をよりいっそう推進していくという観点から、部落解放・人権研究所としても意見提出いたしました。

企業活動においても、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」や SDGs にもとづく取り組みが進められています。こうした中、日本政府は「ビジネスと人権に関する行動計画」（2020年）、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のガイドライン」（2022年）を策定しました。また、東京都では、カスタマー・ハラスメントを防止する全国初の条例が制定され、本年より施行しています。企業活動においても、「人権」という観点がさらに重要になってきています。「部落地名総鑑」差別事件から50年、日本の企業における人権問題の先駆者である「同和問題に取り組む全国企業連絡会」加盟企業が中心となって、さまざまなステークホルダーを含めた企業活動の隅々に部落問題の解決、人権尊重の視点を徹底していく必要があります。こうした取り組みに、部落解放・人権研究所の調査研究事業、各種講座や集会、『ヒューマンライツ』などの情報誌を役立てていただけるように努力を重ねます。

こうしたニーズや変化を踏まえて、2025年度も被差別当事者、差別からの解放を求める運動団体、同和問題・人権問題に取り組む多くの企業・行政・教育・宗教、そして市民などと協力しながら、①第50回部落解放・人権西日本夏期講座（沖縄県那覇市）、②第56回部落解放・人権夏期講座（和歌山県高野町、一部講座録画配信）、③第46回人権・同和問題企業啓発講座（録画配信）、④第40回人権啓発研究集会（群馬県前橋市）の成功に向けて取り組みます。各講座・集会の開催にあたっては、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

人権人材の育成をめざす第121期部落解放・人権大学講座、第38回人権啓発東京講座については、一部をオンラインで合同実施する形で開催します。受講者数の減少が続く中、企業・行政をはじめとした団体・個人にひろく働きかけ、受講者及び聴講を増やしていきます。

各講座・集会の参加減少と物価高騰の影響への対応にかかわっては、参加拡大や講座内容の充実、経費削減に引き続き取り組みつつ、持続可能な運営に向けて、2026年度以降の価格変更も含めて検討をしていきます。

(6) 会員、購読者の拡大

研究所を支えていただいている個人会員・賛助会員を対象に、公開研究会等の録画映像や配布資料などを閲覧できる「会員ページ」の充実に引き続き取り組んでいきます。あわせて、ホームページや会員メール、Facebook 等をとおして、研究所関連事業に関するタイムリーな情報発信、案内に努めます。販売事業に関しては、内容のさらなる充実に取り組むとともに、研究所のあらゆる事業、そしてネットワークを活用して購読者の拡大に取り組んでいきます。

他方で、郵便料金、運送費、印刷費、交通・宿泊費など、研究所事業にかかわるあらゆる経費の物価高騰が引き続き見込まれる中、物価高騰を見据えた持続可能な法人運営のあり方を検討する必要があります。あわせて、インターネット技術の浸透に伴い、DX化に対応する組織運営が求められています。そのような状況をふまえて、情報発信や調査研究成果の報告のあり方についても、引き続き検討を進めます。

2. 総務部

- (1) 正会員の拡大に取り組む
- (2) 賛助会員の拡大に取り組む
- (3) 理事会及び総会の開催
- (4) 役員懇談会・部門長合同会議等の開催
- (5) ホームページの更新
- (6) ホームページ内のオンラインショップの運営
- (7) 会員ページの管理
- (8) 会計業務(法人会計、実施事業等会計、その他会計)
- (9) 定期刊行物(月刊『ヒューマンライツ』、紀要『部落解放研究』、『全国のあいつぐ差別事件』)、単行本、視聴覚教材等の販売管理
- (10) 『研究所通信』の発行
- (11) 定期的な職員研修の企画、実施
- (12) その他

3. 調査・研究部

- (1) 調査研究事業

[第一研究部門] 部落史の調査研究

- ① 朝鮮衡平運動史研究会
- ② 部落問題の歴史的変容研究会

※第一研究部門の運営や成果報告にあたっては、定期的に、部門運営委員会と公開講座を実施する。

[第二研究部門] 性差別構造の調査研究

- ① マイノリティと女性研究会

[第三研究部門] 人権教育・啓発の調査研究

- ① 識字・成人基礎教育研究会

※科研費事業「日本の識字施策に資する基礎資料の確立に向けて—識字学級の実践の蓄積を参照に」(代表: 棚田洋平、期間: 2024-2026年度)としても実施。

- ② 転換期の同和教育研究会

[第四研究部門] 差別禁止法の調査研究

- ① 差別禁止法研究会

[第五研究部門] 社会的排除の調査研究

- ① 包摂型社会のあり方調査研究会

[第六研究部門] 部落差別の調査研究

- ① 部落差別解消推進法の具体化に向けた先進事例の調査研究
- ② インターネット上の部落差別の解消のための調査研究
- ③ 社会保障制度にかかわる調査研究
- ④ 部落差別を解消するための教育内容開発プロジェクト
- ⑤ 全国のあいつぐ差別事件に関する調査研究 ※原田伴彦記念基金事業に申請予定
※第六研究部門の運営にあたっては、年1~2回程度の部門会議を開催する。

- (2) 紀要『部落解放研究』（第223号、第224号）の企画・編集
 - 第223号特集 企画編集:[第六研究部門]部落差別の調査研究
 - 第224号特集 企画編集:[第一研究部門]部落史の調査研究
- (3) 研究部門の運営（公開研究会等の開催含む）
- (4) データ化されている研究所所蔵図書資料の活用検討
- (5) 実態調査の受託
- (6) 科学研究費事業の運用
- (7) 全国の部落問題、人権問題の調査研究に取り組む研究機関との連携・交流
- (8) 全国部落史研究大会への参加
- (9) その他

4. 啓発企画部

- (1) 人権人材育成事業（自主講座事業）
 - ① 第121期部落解放・人権大学講座（解放大学） ＊対面とオンラインを併用して実施
 - ② 第38回人権啓発東京講座（東京講座） ＊対面とオンラインを併用して実施
 - ※解放大学と東京講座の一部を合同開催(オンライン実施の回のみ)
- (2) 人権啓発事業（実行委員会）
 - ① 第50回部落解放・西日本夏期講座 ＊現地開催：2025/6/12-13、沖縄県那覇市
 - ② 第56回部落解放・人権夏期講座 ＊現地開催：2025/8/21-22、和歌山県高野町
 - +録画配信(一部の講演のみ)：9/9-10/10
 - ③ 第46回人権・同和問題企業啓発講座 ＊録画配信：第1部 2025/10/1-10/31
 - 第2部 2025/11/4-12/5
 - ④ 第40回人権啓発研究集会 ＊現地開催：2026/1/28-29、群馬県前橋市
- (3) その他
 - ① 月刊『ヒューマンライツ』の編集・発行
 - ② 『全国のあいつぐ差別事件』の編集・発行
 - ③ マスコミ人権懇話会(2~3回)、新春マスコミ懇談会(1月)の開催
 - ④ 食肉業・食肉労働プロジェクト
 - ⑤ 差別禁止法の制定を求める市民活動委員会 Facebook 管理・運営
 - ⑥ 【受託事業】世界人権宣言大阪連絡会議 事務局
 - ⑦ 【受託事業】一般財団法人原田伴彦記念基金 事務局
 - ⑧ 人権教育・啓発相談事業